

平成 26 年 6 月 3 日

復興大臣 根本 匠 様

内閣府特命担当大臣（原子力防災）兼環境大臣 石原 伸晃 様

内閣府特命担当大臣（防災） 古屋 圭司 様

福島県双葉郡浪江町長 馬場 有



東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う荒廃家屋の被害認定事務の実施について（照会）

平成 26 年 3 月 28 日付復本第 459 号にて貴方から福島県双葉郡富岡町長宛て回答した標記の件に関し、長期の避難指示による荒廃の状況は当町においても同様であることから、荒廃家屋の被害認定事務を下記のとおりとしてよいか伺います。

#### 記

- 1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による避難指示により家屋の管理不能状態が長期間継続しており、家屋の損壊等がいつの時点で生じたものであるかを特定することは極めて困難であることから、原則として、現に調査を実施した時点において確認された損壊等に認定基準をそのまま当てはめて被害状況を決定するよう取り扱うこととする。
- 2 現に多くの家屋が雨漏り及びこれに伴うカビ、躯体変化、鳥獣の糞尿による汚損等により、家屋としての基本的機能を喪失している（補修等により継続して居住するに適さない状態となっている）ことから、「浸水等による住宅被害の認定について」（平成 16 年 10 月 28 日付、府政防第 842 号）等を参考に、これらの汚損等については各部位の損傷として取り扱うこととする。

以上